

別添資料5 国所有施設の概要

1 国所有施設の概要

佐原広域交流拠点は、香取市（以下「市」という。）と国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所（以下「国」という。）が所有する施設から構成され、市と国の分担により管理を行うものである。

市が実施する佐原広域交流拠点改修運営等事業（以下「本事業」という。）では、本事業の事業者募集時点での業務対象施設を表【主な本件施設】に定めており、河川管理者である国が維持管理（費用負担）することとして業務対象に含まれない施設（以下「国所有施設」という）が存在する。

本事業においては、本事業区域において民間事業者が当該地区の河川空間を一体的に有効活用して営業活動を行うことが出来るよう、市から河川管理者に要望し、都市・地域再生等利用区域（河川空間のオープン化）指定手続きを行う予定である。それにより、国所有施設を占用し、自らの提案と費用負担によって民間事業者による営業活動が出来るようになる。なお、提案内容の詳細は、市及び河川管理者である国との協議のもと決定するものとします。

【表 国所有施設の概要】

施設		所有	設置目的	現状と想定される利活用内容
河川防災ステーション	(6)ヘリポート	国	緊急時のヘリ離発着場	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時のヘリの離発着場として利用 利用時以外は広場として利用が可能
	(7)大型駐車場		水防作業ヤード、緊急車両等の待機場所として整備	<ul style="list-style-type: none"> 現事業では市が占用 駐車場として活用
	(8)資材置場（芝生広場）		災害時に利用する割栗石を備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 現事業では市が占用 広場として利活用 平面利用が出来るように改修予定
	(13)車両倉庫・建設機械倉庫		国の緊急車両等の保管倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急車両等を保管
河川利用情報発信施設（川の駅）	(14)車両倉庫		国の緊急車両等の保管倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 現事業では市が占用 国の災害時用資機材等を保管 整理次第、空き空間の利活用が可能
	(15)河川情報室		河川利用情報を発信する施設	<ul style="list-style-type: none"> 現事業では市が占用 「利根川の水害」「防災知識」などを学べる施設として利用 改修等を行い、休憩しながら地域の歴史を学ぶ施設などとして利用が可能
	(16)屋外建設機械展示場		建設機械の展示	<ul style="list-style-type: none"> 往年の歴史的建設機械を展示 改修等を行い展示場などとして利用が可能
	(17)建設機械倉庫	建設機械の展示	<ul style="list-style-type: none"> 現事業では市が占用 往年の歴史的建設機械類を展示 改修等を行い展示場などとして利用が可能 	

施設		所有	設置目的	現状と想定される利活用内容	
	(18) さわらホール	国	川の駅の玄関口として設置	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・川の駅の玄関口として利用 ・市において「佐原の大祭」等地域に関連した展示を実施 ・展示の他イベントでも利用が可能 	
	(19) 災害対策支援室		災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・災害時に対策本部として利用 ・災害時以外は、会議室やイベント会場として利用 ・災害時に対策本部の設置を条件に、改修等を行いさらなる利活用が可能 	
河川環境施設	佐原河岸	国	(39) 航路	船舶の出入り場所	・現事業者は観光船、カヌーなどの航路として利用
			(40) 環境護岸	水辺に親しむ場所として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・現事業者は観光船、カヌーなどの離発着場所として利用
			(41) 船舶昇降スロープ	船舶の昇降用として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・現事業者はレンタルボートや個人所有ボートの昇降に利用(有料)
			(42) ボートヤード	ボート一時保管場所として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・現事業者はボートの一時保管や駐車場として利用
		(43) 係留棧橋	市	ボート一時係留場所として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・現事業者はボートの一時係留施設として利用(有料)
		(44) 舟運発着所		観光船などの発注所として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・現事業者は観光船などの離発着所として利用
		(45) 水辺広場	国	水辺に親しむ広場として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・水辺に親しむ広場として利用 ・オープンカフェやイベント等の広場として利用が可能
		(46) ボードウォーク		水辺に親しむ通路として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・水辺に親しむ散策路として利用 ・イベント等の広場の一部として利用が可能
		(47) 転落防止柵		水辺への転落防止として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・ボードウォークとの一体管理が必要
		(48) 散策路		水辺に親しむ散策路として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・水辺に親しむ散策路として利用 ・イベント等の広場の一部として利用が可能
		(49) 佐原ドック		水辺に親しむ広場として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・水辺に親しむ広場として利用 ・ドックラン等の広場として利用が可能
(50) 巡視船棧橋	国の巡視船用として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・国の利用時以外は船舶の一時的な係留の棧橋として利用が可能 			
(51) 緊急船着場	国	災害時等の緊急船着場として整備		<ul style="list-style-type: none"> ・現事業では市が占用 ・災害時等の緊急船着場として利用 ・災害時以外は船舶の一時的な船着き場として利用が可能 	

2 国所有施設の現状

以下に、国所有施設のうち河川利用情報発信施設（河川情報室及び災害対策支援室）の現状の利用形態を記載する。

ア 河川情報室（防災教育展示室） ※施設(15)

利根川の特徴や過去の水害の記録、防災に必要な知識などを、パネル展示、映像、模型資料などを通じて学ぶことが出来る施設。施設利用者は無料で観覧できるほか、学校教育にも多く活用されている。

営業時間：9:30～16:30

休館日：月曜日（祝日のときは翌日）、年末年始、施設点検日

a 利根川何でも発見コーナー

利根川の概要から、治水技術の概要まで、地図やパネルで学ぶことができる。

b 歴史・文化発見コーナー

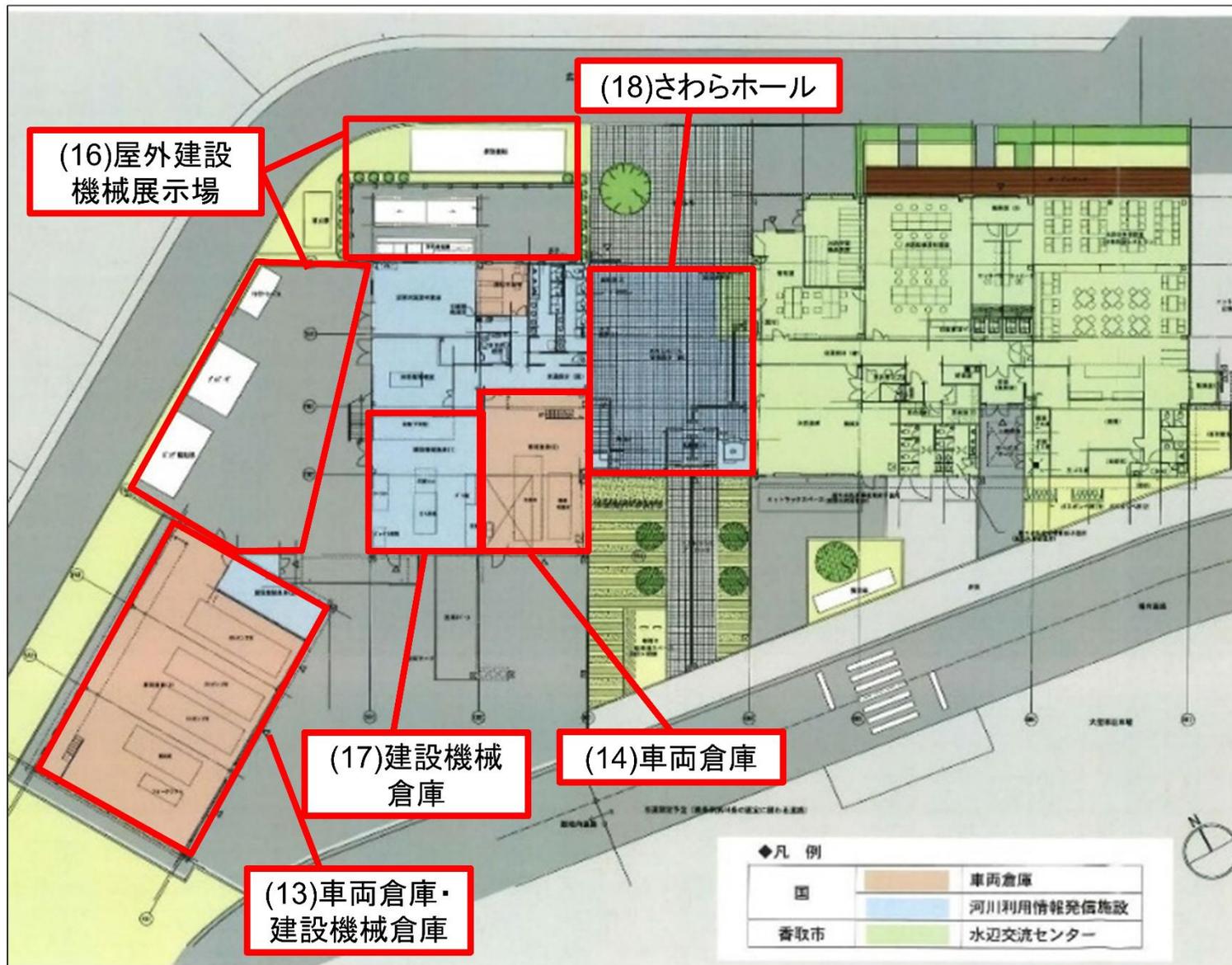
昔栄えた水運(蒸気船)の実態や、豊富な漁業資源(各種魚、漁)など、佐原や利根川の歴史・文化を学ぶことができる。

c 治水技術発見コーナー

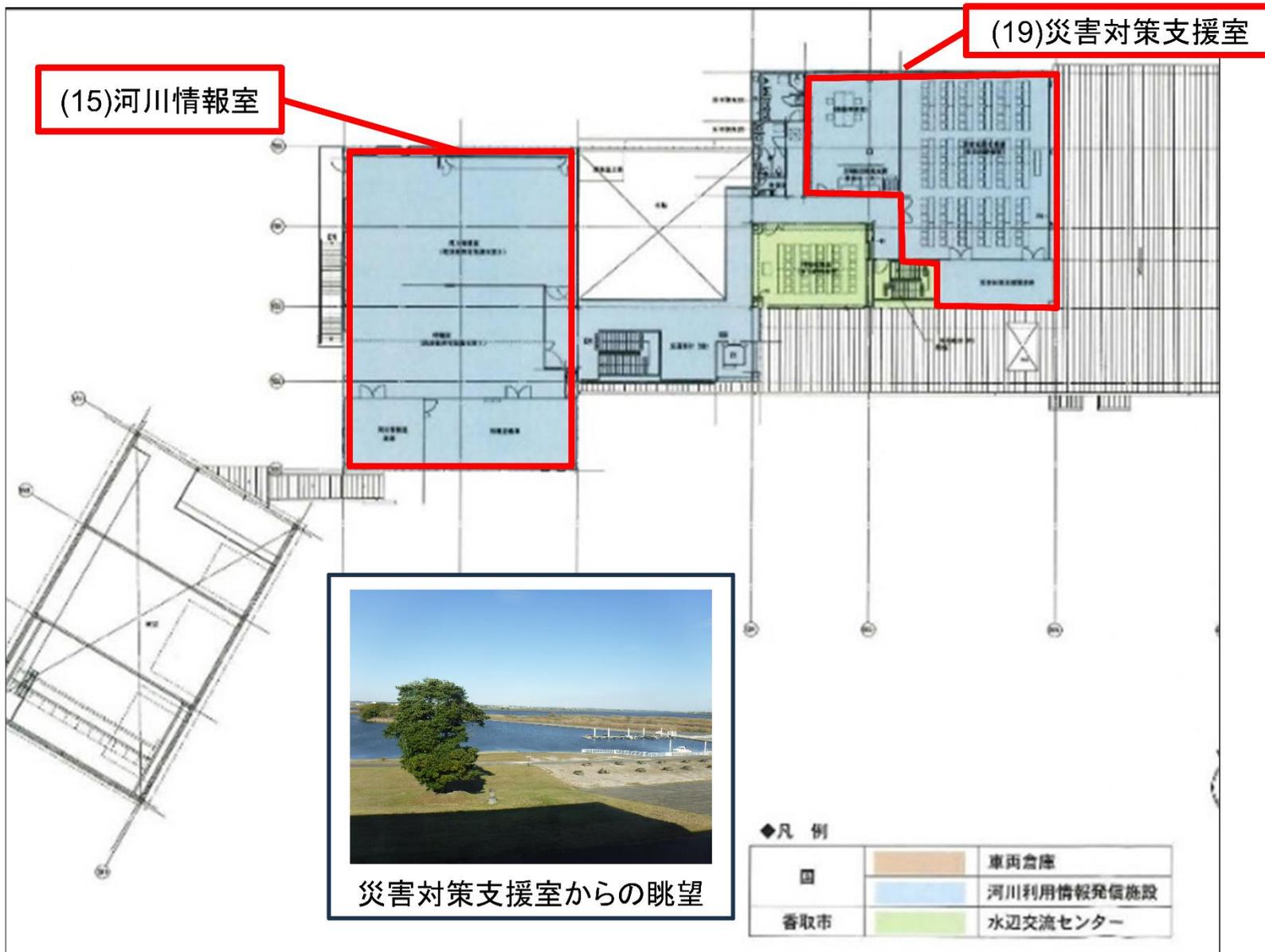
水害の歴史や様々な治水技術の歴史から、現在の対策技術までに至る工夫を知ることができる。

イ 災害対策支援室（多目的研修室・施設事務室） ※施設(19)

平常時は、会議室や団体客の待機スペースとして、災害時は災害対策本部として使用するスペースである。



車両倉庫・「川の駅」1階施設図



「川の駅」2階施設図